

○ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2309号農林水産農村振興局長通知）一部改正新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4 実施要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要綱第5の2の(1)の「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村とする。</p> <p>(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 要綱第5の2の(3)の「農村振興局長が別に定める要件」とは、</p>	<p>第4 実施要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要綱第5の2の(1)の「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村とする。</p> <p>(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）<u>以下単に「過疎地域」という。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 要綱第5の2の(3)の「農村振興局長が別に定める要件」とは、</p>

<p>次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつては、この限りではない。</p> <p>(1) 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。なお、維持管理事業計画等とは、次に掲げる計画等のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア <u>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理事業を行おうとする場合において定める法第48条第1項、第87条、第87条の2及び第96条の2に規定する土地改良事業計画</u></p> <p>イ～キ （略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 国営かんがい排水事業実施要綱第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画</p> <p>エ～カ （略）</p> <p>キ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）<u>第2の1及び2</u>に掲げる機能保全計画及び施設長寿命化計画</p> <p>ク～サ （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつては、この限りではない。</p> <p>(1) 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。なお、維持管理事業計画等とは、次に掲げる計画等のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア <u>法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理事業を行おうとする場合において定める法第48条第1項、第87条、第87条の2及び第96条の2に規定する土地改良事業計画</u></p> <p>イ～キ （略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構造D532号農林水産事務次官依命通知）<u>第4</u>に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画</p> <p>エ～カ （略）</p> <p>キ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画及び施設長寿命化計画</p> <p>ク～サ （略）</p> <p>5 （略）</p>
<p>第8 その他</p> <p>1 （略）</p> <p>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定する宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土</p>	<p>第8 その他</p> <p>1 （略）</p> <p>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及</p>

<p>石の堆積に関する工事をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</p> <p>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、<u>同法</u>の手続に従うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</p> <p>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、<u>宅地造成及び特定盛土規制法</u>の手続に従うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>
---	---

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。